

# 神戸デパート・ジョイプラザ商品券をお持ちの皆様へ

## 払戻申出期間のお知らせ

見出しの件につきまして資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、未使用の「神戸デパート・ジョイプラザ商品券」の払戻しをいたします。

尚、申出期間を過ぎますと払戻しの手続きから除斥されますので期間内に発行者にお申し出下さい。

記

### 1. 払戻しを行う商品券発行者

一般財団法人 神戸すまいまちづくり公社（旧 神戸都市振興株式会社）

### 2. 払戻し対象となる商品券

神戸デパート・ジョイプラザ商品券

(20円券、40円券、100円券、500円券、1,000円券、

2,000円券、3,000円券、5,000円券 10,000円券)

### 3. 払戻しの申出期間

平成30年10月10日（水）～平成31年1月15日（火）まで

### 4. 払戻しの方法

①下記の連絡先にお電話にてご連絡ください。

②「払戻し申請書」を窓口またはご郵送にてお渡しいたします。必要事項をご記入の上、申請書と神戸デパート・ジョイプラザ商品券をご提出ください。

③商品券の枚数、金額を確認の上、お振込または窓口にて現金により払戻しをいたします。

また、遠隔地等で窓口への持参が困難な方につきましては、下記のお問合せ先までご連絡をお願いします。

### 5. ご注意頂きたい事項

東急プラザ新長田の各店舗及び管理事務所にお持ち頂いても払戻しは一切できません。

偽変造された商品券、三分の一以上が滅失した商品券は払戻しができません。

#### 【お問合せ先】

一般財団法人神戸すまいまちづくり公社

経営管理課 営業推進係

住所：〒651-0096 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル10階

電話：078-251-8305 (8:45～17:30、土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く)